

ほぺたんカードプリペイドサービス利用規程

(目的)

第1条 本規程は生活協同組合コープみらい（以下「生協」という）が発行するほぺたんカードに付帯するプリペイドサービス（料金前払い式決済サービス）について規定するものであり、組合員がほぺたんカードを使用してプリペイドサービスを利用するにあたり本規程が適用されるものとします。また、ほぺたんカードサービスが提供するポイントサービスについては、本規程と合わせて生協が定める規程が適用されるものとします。

(定義)

第2条 本規程における次の用語は以下の通り定義します。

- (1) ほぺたんカードとは、生協が発行する料金前払い式決済サービスのデータ管理カードで、生協が受け取った金額を生協が委託する企業のサーバ上に記録し（以下チャージという）、その金額をもって生協の店舗で商品を購入できる機能を備えたカードをいいます。
- (2) ほぺたんカードプリペイドサービスとはほぺたんカードを使用して、事前にチャージした金額の範囲で商品の購入等が行なえるサービスをいいます。
- (3) カード残高とは、サーバに記録されているカード所有者が利用可能な金額をいいます。

(カードの発行)

第3条 ほぺたんカードは、新規に加入された場合、カードを1枚無料で発行し、プリペイドサービスを利用することができます。また、以下の場合、お申込頂ければ家族カード3枚を上限に発行ができ、プリペイドサービスを利用することができます。但し、1枚100円+消費税の発行費用をいただきます。

- (1) ポイントカードをお持ちの組合員又はその家族がプリペイドサービスを利用したい場合
- (2) ポイントカードをお持ちで無い組合員又はその家族がプリペイドサービスを利用したい場合

(カードへの入金)

第4条 ほぺたんカードは、そのサービスを利用するにあたり、事前にチャージが必要となります。

2. チャージは所定の店舗にて承るものとします。
3. チャージは現金によってのみ行なえます。
4. カードに記録できる残高の上限は50,000円までとなります。
5. チャージは1,000円単位でのみ行なえ、1回のチャージ可能金額は49,000円までとします。

(カードの利用)

第5条 組合員はコープみらいの店舗においてのみ、ほぺたんカードを使用して店舗で販売している商品等の購入が出来ます。ただし、一部ほぺたんカードで購入出来ない商品があります。

2. 生協が提供しているサービスには一部ほぺたんカードでお支払頂けないサービスがあります。
3. ほぺたんカード利用時に残高が不足した場合は残金を現金でお支払いいただけます。また、不足分を1000円単位でチャージして支払う事もできます。
4. 組合員はほぺたんカード使用時に発行されるレシートを確認し、表示される残高に誤りが無い事を確認するものとします。

(不正使用の禁止)

第6条 以下の事が確認された場合、そのカードは利用停止となります。

- (1) 不正な方法により取得した場合及び不正な方法で取得された事を知った上での使用
- (2) 偽造されたカードの使用
- (3) 裏面にサインをした本人以外への貸与

(残高照会方法)

第7条 カード残高はほぺたんカード利用時に発行されるレシートに印字されます。

2. 事前にカード残高を知るには、ホームページ、サービスカウンター、チャージ機（設置店舗のみ）、レジにてお問合せ頂くものとします。

(残高管理方法)

第8条 ほぺたんカードのお取引後の残高は、裏面にサインされた利用者単位で管理されます。複数のほぺたんカードの残高は合算等出来ません。

(サービスを利用できない場合)

第9条 以下の場合においては、ほぺたんカードを利用出来ない場合があります。

- (1) システムの障害時
- (2) 停電時
- (3) システムの保守・メンテナンス時
- (4) その他止むを得ない事由
- (5) これらが発生した場合でも生協に重大な過失がある場合を除きカードが利用出来ないことよって発生した組合員の不利益に対して生協は責任を負わないものとします。また、逸失利益については、生協はいかなる場合も責任を負わないものとします。

(換金・払い戻し)

第10条 ほぺたんカードにチャージされた金額は、法律の定めるところにより、払い戻しは行ないません。

(脱退時の対応)

第11条 生協を脱退すると、届出を受理した14日後にほぺたんカードは使用出来なくなります。この場合においても原則チャージ金額の払い戻しは行いません。ただし、転居等によりほぺたんカードの使用が困難な場合は除きます。

(カードの再発行)

第12条 組合員はほぺたんカード紛失・盗難時は、すみやかに対象カード停止の申し出を行なうものとします。

2. 生協は申し出を受けたら直ちに、該当カードの利用停止処理を行なうものとします。
3. カード停止処理完了時に確認出来る最新の履歴に基づき、該当カードに残っている残高は再発行されるカードにその残高を移行するものとします。
4. 紛失されてから、カードの停止処理が終わるまでの間に、第三者によりカードが利用された場合、生協はその責任を負わないものとします。
5. 紛失等によるカード再発行時には、所定の手数料を頂きます。

(質権等担保権設定の禁止)

第13条 ほぺたんカードに質権等担保権設定は出来ないものとします。

(有効期限)

第14条 ほぺたんカードを最後に利用した日、あるいは最後に入金した日から、商品の購入、チャージ等の利用なく5年を経過した場合、残高は自動的に失効しゼロとなります。

(個人情報の取り扱い)

第15条 組合員はほぺたんカード申し込み時に申告する個人情報を、生協が定める「個人情報保護の基本的な考え方」に基づき必要な保護措置を取ったうえで収集・利用する事に同意するものとします。

(規程の変更・改廃)

第16条 本規程の変更・改廃は専務理事が決定し、理事会への報告の後、組合員に対して変更内容を告知するものとします。

2. 規程を変更する場合、生協はホームページで変更内容を告知するものとします。また、重要な変更事項については取り扱い店舗でも告知するものとします。
3. 本規程変更告知後、1ヶ月を経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

(サービス終了時について)

第17条 生協は、社会情勢の変化、経営状況の変化、法令の改廃、その他生協の都合によりサービスの全部又は一部の取り扱いを廃止することができるものとします。

2. 廃止等を決定した場合は、法令の定める方法により周知を行い、請求に基づき払い戻し手続きを行うものとします。

3. 廃止等を決定後、前項の周知を行ってから3年を経過した場合には、組合員は当該請求を放棄したものとみなされることを承諾したものとします。

(所轄裁判所)

第18条 本規程に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(業務委託)

第19条 生協は、本規程に基づくほぺたんカードサービスの運営管理業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

附則

(施行)

この規程は2016年11月5日制定、2017年2月1日より施行します。

【お問合せ先】

カード発行元 生活協同組合コープみらい 336-8523 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番5号

お問合せ先 ほぺたんカードお問合せセンター 0120-725-905